

公益財団法人山口県学校給食会
学校給食普及充実事業支援助成金(公募型)交付要領

1 目 的

この要領は、学校給食関係者の資質の向上を支援するため、公益財団法人山口県学校給食会（以下「県給食会」という。）が、文部科学省等が主催する食育の推進と学校給食の充実発展をテーマとした全国学校給食大会等への参加を希望する学校給食関係者へ交通費を助成するための必要な事項を定める。

2 対 象

学校給食関係者が参加を希望する県外で開催される研修会、大会等で県給食会のホームページの年間行事予定表に記載されているもの。

3 助成対象経費

往復にかかる旅費の半額とする。

4 申請並びに助成金の決定

(1) 期 間 申請は毎年度2月末までとする。

(2) 申請方法 申請は、助成金申請書（様式1）により、責任者名により、県給食会へ申請すること。

責任者とは、参加を希望する者を管理する立場にあるものとする。

(3) 申請条件 次の条件を満たす個人であること。

①学校給食に関係する個人であること。

②参加について責任者の了解を得ていること。

③参加対象行事が、食育に関わるもの、学校給食の研究大会等に関するものであって、県外で開催されるものであること。

④旅費については、各所属機関の旅費規程によること。

⑤申請は1回限りとする。

⑥③への終了後、速やかに報告書（様式3）を提出のこと。

5 助成金の決定及び支給

(1) 県給食会は申請書を受理後、速やかに内容を精査し助成の決定と決定額を申請者宛てに通知する。

(2) 申請者は決定通知に基づき、研究大会等終了後、報告書及び助成金請求書（様式2）を提出するものとする。

(3) 県給食会は報告書及び請求書を受理後内容を精査し、速やかに助成金を支払うものとする。

6 その他

- (1) 本事業は予算額に達し次第、当年度の事業を終了します。
- (2) 事業内容、申請内容の相談については、県給食会へ問い合わせしてください。

TEL 083-922-0714

FAX 083-923-0830

- (3) 申請書等の様式は県給食会のホームページに掲載しており、ダウンロードして利用してください。

附 則

この要領は平成24年7月1日から施行する。

附 則

平成25年4月1日一部改正

この要領は平成25年4月1日から施行する。